

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和4年10月26日

水 曜 日

第5000号

目 次

規 則

- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 1
- 富山県創業支援センター条例の施行期日を定める規則 2
- 富山県会計規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 道路の区域変更 4
- 道路の供用開始 4
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧 5

公 告

- 落札者等の公示 6

規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第47号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1款 富山県創業・移住促進住宅（第81条・第81条の2）」

「第1款 富山県創業支援センター（第81条・第81条の2）」

を に、
第1款の2 富山県創業・移住促進住宅（第81条の3・第81条の4）」

「第1款の2」を「第1款の3」に、「第81条の3」を「第81条の5」に改める。

第9条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 富山県創業支援センターに関すること。

第12条の2に次の1号を加える。

(9) 富山県防災危機管理センターの事業及び利用に関すること。

第80条中第1号の2を第1号の3とし、第1号を第1号の2とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 富山県創業支援センター

第4章第2節第1款の2中第81条の3を第81条の5とし、同款を同節第1款の3とする。

第4章第2節第1款中第81条の2を第81条の4とし、第81条を第81条の3とし、同款を同節第1款の2とし、同節に第1款として次の1款を加える。

第1款 富山県創業支援センター

(所掌事務)

第81条 富山県創業支援センターは、県内における創業を支援するための環境を整備し、地域経済の活性化に寄与するための事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第81条の2 富山県創業支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県創業支援センター	富山市

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和4年10月28日

(2) 第12条の2の改正規定 令和4年11月11日

(人 事 課)

富山県創業支援センター条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和4年10月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 高岡砺波線	高岡市戸出放寺 248番 2 から	変更前		最大 13.7 最小 7.3	412	高岡土木 センター
	高岡市戸出放寺 335番ま で	変更後		最大 14.6 最小 11.3	412	

富山県告示第366号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年10月26日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 高岡砺波線	高岡市戸出放寺 248番 2 から 高岡市戸出放寺 124番 2 まで	令和4年10月26日	高岡土木 センター

富山県告示第367号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業窪田地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87

条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年10月27日から

令和4年11月28日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第368号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業荻生北部地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法

第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年10月27日から

令和4年11月28日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年10月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
抗原検査キット（簡易キット） 11万回分
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
明祥株式会社 石川県金沢市無量寺町ハ1番地
- 5 落札金額
57,475,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年9月14日

